

よつて議案第四号は委員会審査報告のとおり可決いたしました。

議長（末次性男君） 日程第五議案第五号昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（建設委員長 高水惣八君登壇）

建設委員長（高水惣八君） 御指名でございますので、議案第五号につきまして審査報告をさせていただきます。なほ、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

今回の補正は人事異動に伴うものと職員手当等の人件費が主なものであり、歳出のみの補正で内容とし

ては総務費で一般管理費中、職員給料、共済組合負担金、退職手当負担金の減額補正、また職員手当の百七十一万二千円は調整手当、期末勤勉手当、扶養手当等の補正であり、予備費九十八万三千円の補正はその人件費等の補正に伴うものの調整であるとの説明の後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいます。すようお願ひ申し上げ、審査報告とさせていただきます。議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありません。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次 性男君） 御異議なしと認めます。

よって議案第五号は委員会審査報告のとおり可決いたしました。

議長（末次 性男君） 日程第六 議案第六号昭和五十七年度福生市受託水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（建設委員長 高水惣八君 登壇）

建設委員長（高水惣八君） 御指名でございますの

で議案第六号について審査報告をさせていただきます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

二の受託水道事業会計は歳入歳出それぞれ一千五百三十六万四千円を減額して歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億一千九百八十万三千円と定めようとするものであります。理事者より内容説明がありました。続いて質疑を行うわけでございます。その主な質疑といたしましては職員数は補正前が三十二名で補正後が二十八名であるが、それで支障を来さないかとの質疑の後、水道については市内のほとんどのところが布設を終えたので、内部において検討した結果、この程度なら減員しても大丈夫だろうということと、四名の減にしたが、これから集金金事務等が多くなる

傾向にあるので集金関係については今後増員を図ると
いうことで東京都と話を進めているとの答弁があり、統
いて水源渇水期の場合トイレの水が流せないような配
配があるが、水源確保ということでは都はどういう考
でいるか、十分耐えられるという見通しを伺いたいとの
質疑があり、それに対して現在は六割が多摩川の水で
四割が井戸水という状況だが東京都の方でも小作
の浄水場の整備を行って水の確保に努めているが、
できるだけ市民に迷惑をかけないような形で計画をしてい
くとの答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異
議なく本案を原案どおり可決いたすべきものと決定
した次第でございます。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださるよ
うお願い申し上げます。

議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は

終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六号については
委員会報告のとおり可決することに御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。

議案第六号は委員会審査報告のとおり可決
いたしました。

議長（末次性男君） 日程第七 議案第七号昭和五
十七年度福生市老人保健医療特別会計予算を

議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君 登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名でございますので、議案第七号 昭和五十七年度福生市老人保健医療特別会計予算について御報告いたします。

なお審査の結果につきましては、お手元に御配付の報告書のとおりであります。

(議案審査報告書) 別添参照
補足して説明いたしますと、審査を進める上で何か資料はないか。また市民にどのような周知されるのかということ、提出されました資料がお手元に御配付の資料及び広報でございますので、参考になりましたらと思います。

また質疑はまず昌頭 先ほども主張しているよう

に老人保健法そのものに対して有料化に伴う予算は賛成できないとの発言がありました。

次に他の委員より、一般財源が三百四十七万八千円計に上されているが、五十八年度はどのくらいの額になるか。また、地財法の百十条の中に老人保健法がうたわれているものかどうか伺いたいとの発言があり、担当課長より、五十八年度の市の負担は推計では四千万円くらいである。地財法の条文については、きりしたものはつかないとの回答があり、さらに委員より一般会計からの繰入金がある五十八年度四千万円くらいと見ているとすると、国保の老人関係が別会計となったのだから、国保が一般会計からの繰出金を四千万円全部引くことはないとしても、国保の持ち出しが少なくなるかどうかとの質疑がありました。

担当課長より五十八年度の国保の繰入金額は

現在の計上額六千二百万円がマイナスになるという状況にはいまのところない。くわしい数値はまだ答弁でえないが、たいへん厳しい状況にあるので、減るという結果にはならないと判断しているとの答弁がありました。

重ねて委員より一般会計繰出金は市税を充てる以外にない。しかし市税ともの減収になるのではな
いか、その中で新たに四千万円を一般会計から持ち出すなければならぬとなると、一般会計の新年度予算編成の収支のバランスからして財政危機を招くのではないかと思うが、その点どのように切り抜けていくのか伺いたいという発言がありました。

部長より財政の問題ですが、国保自体老人保健法ができたことにより減額になることは見通しとしてはない。したがって五％分を老人保健法に支出ことは新たな市の財政負担になるので、本日ヒアリングに入っているが、いずれにしても最小限度に食い止めて必要なものは重点的にかけていかなければならないが、その上において国保についてもそれ相応の受益負担金ははいずり考へてもらわなければならぬ場合もあるのではないかと。しかし、なるべく負担をかけるにはいようにするには、一般会計の義務的なもの、あるいは必要なものにとどめ、それ以外のものはなるべく削減していくという対応に立っていく。今後財政としても非常に悪化状態になるので、これらの点について市民に迷惑をかけないように予算編成をしていきたいと考えている等の答弁がありました。

さらに若干の質疑応答の後、起立によりお諮りいたしましたところ、賛成多数により可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく御審議の上、当委員会決定のとおり御可決

賜りますようお願い申し上げます。
議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終
わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

これより本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七号については
委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起
立を求めます。

（賛成者起立）

議長（末次性男君） 起立多数であります。

よって議案第七号は委員会審査報告書のと
おり可決されました。

議長（末次性男君） 日程第八 陳情第十四号 婦人

問題解決のための福生市行動計画策定に関する陳
情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してあり
ますので委員長から報告を願います。

（総務委員長 石川慶一郎君登壇）

総務委員長（石川慶一郎君） 御指名を賜りまし

たので、陳情第十四号 婦人問題解決のための福生市
行動計画策定に関する陳情書につきましての審査
概要を報告させていただきます。

（陳情審査報告書）別添参照

本陳情につきましては、九月十六日、十一月二日、十二月十六
日としまして今回と四回にわたって討議いたしましたわけでご
いますけれども、そのつどいまま少し調査研究の必要
ありというようなことで継続ということで今回にい

たりました。

として今回すなわち一月十二日でごまいましたけれども、総務委員会を開きましたときの意見としては、東京都においても五十五年十月二日に婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条例というものに関して批准するようにというこの国に意見書を提出したことであるし、また福生市でも差別撤廃の早期批准に関する意見書を提出した経過もあることだし法律等で婦女子等を守つていかなければならないという関連の法案の改正もなされなければならないという状態であること述べていることから理事者もこれからいろいろ検討していただいて婦人に対する平等という観点から婦人問題の行動計画を策定していただきたいというたような音心見がなされました。

また婦人が家庭に関じこもるということとは昔のことであつて、いまや経済的な理由も含めて外に出て働く

ということがいわば常識となつてゐるわけであるから、レかもお産その他で一たん仕事から離れると再就職の問題等で大きな壁にぶち当たつる。よしんば再就職できたとしても賃金格差等が相当開いてゐる。主婦の役割というのも時代に即応して刻々と変化してゐり、現実を直視して、これからの婦人像といったものを新しい基本構想に基づいて作る必要があるんじゃないか。と言つたような意見もありまして、まずはともあれ採択していただきたいという意見があつたわけです。

委員各位にお諮りいたしましたところ、全委員一致で本陳情は採択ということをご決定した次第でございます。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告とおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告いたします。

議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は

。終りました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

。議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。
お諮りいたします。

陳情第十四号に対する委員会報告は採択と決定であります。

本件については委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

。議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。

よ、陳情第十四号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

。議長（末次性男君） 日程第九請願第六号南田園

地区地域会館新設に関する請願書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 石川慶一郎君登壇）

。総務委員長（石川慶一郎君） 引き続きまして請願第六号につきましても審査概要を御報告させていただきます。

（請願審査報告書）別添参照

本請願は昨年九月二十二日に提出されたものでございまして、その内容を申し上げますと、かつてのたんぼであったところが住宅地となり、秋ともなれば黄金の稲穂が頭をたれた文字どおりの田園が地名も新たに南田園として生まれ変わり、新しい町づくりがなされ、第二の故郷、安住の地を求めて新しい住民でにぎわい、しかも二つの小学校を擁してある。それは大変活気あふ

れるものであって熊川地区最大の都と化したようなところである。余談ですけれども、去る一月十五日の成人式の名簿を見られた方もあると思うんですが、大変南田園の方々の数が多かったということは御案内でしょうか。あります。それゆえに当然のことながら市民の間には連帯意識が芽ばえてまして町会も一つ二つやがては三つといったようなことでできるということであります。すが、それで生徒たちの健全な育成のための学習等々使用施設を、また成人を含めたサークル活動やあるいは集会等の社会教育等のための地域会館を建設してもらえないかといったような要望についての審査でございます。

その間数回にわたりましたして審査を行ったわけでありましてけれども、この場所は人口急増地区なんだから、しかも学校もあることなんだから必要ではなからうかとい

ったような意見もあったわけでありまして。

それに対する答弁をいたしました。それは、各学区ごとに一カ所ということでは基本計画に基づいて、それはすべて終わりました。たことだし、他の地域とのバランスということも出て来ることであるから、よほど慎重に考えなければならぬ。ともかく財政を伴う問題であり、当然でござい。としても維持管理その他でも財政を伴う問題である。がまんするところはがまんしてもらいたいというような答弁でありました。

また基本構想に基づく基本計画、それをあまりに金科玉条とし過ぎるのではないか。時の流れ、状況の変化に基づいて見直しするといったところ、柔軟性がなさ過ぎるんじゃないか。住民の声を謙虚に受け止めることはできないのか。それに施設を作るためには当然に次見入金というものがいるのはあたりまえであるが、資金

があるから考えてみようといったような考え方も、発想はどうかと思う。発想の転換が必要じゃないか。市民の立場に立ってこれが必要じゃないかと思えばそれから資金の調達を考えるといったような考え方はないのか。このような問題が出てくる。委員から理事者側としては常に点検をしていたらいて、行政の目をもっとその細かく張りめぐらせるような姿勢も必要じゃないか。そういったような意見も出たわけでありました。

基本計画の見直しといった問題、だけれども、まだ基本計画の中で手付かおのものがあるので、事務段階としてはそれらの方を優先するといった考え方も、どうしても先行してしまうんだ。また今回の請願の中身だけれども、これは町会だけが名を連ねてある。たとえば次に北田園の方もどうしてくれるといった問題が出た場合には非常にまた難しい問題であって、それだからこの

問題は福生市全体を考えていった上で検討する事項といったような返答があったわけでありました。

それでまたある議員が市長の基本構想についての考え方はどういうものなのか見直しをするようなところ、といった考え方を持っておるかとかといったような質問もなされたわけでありましたけれども、それに対して市長の答弁としては時代の変化により見直しの必要性はわからないわけじゃないけれども、しかしいま構想を練り直すかどうかというようなことについては、本日は返答を避けたというような答弁が返ってまいりました。

また質問といたしましたので、これに関連した質問ということになります。地域的なコミュニティ施設を、たとえば町会のコミュニティ施設といったものを補助していくといったような考え方もないのかといったような質問もありましたが、それに対しては町会単位に補助金を出してコミュニティ